令和７年４月１日

認定調査票の作成について（留意事項）

次のことに留意して作成してください。

１　概況調査・基本調査（OCR 用紙）について

⑴　**B 以上の濃さの鉛筆**で記入。
⑵　概況調査は、当てはまる項目にレ点（☑）。
⑶　基本調査は、当てはまる項目に斜線（▨）。
⑷　調査員番号（8 桁）は、本市より送付する認定調査員一覧に記載した番号を記入。
　　調査員番号がない方は、本紙下部を参照。
⑸　「現在のサービス区分」は必ず該当項目にレ点（☑）のうえ、詳細を記入。
⑹　下部にある「※家族状況」にレ点（☑）。家族状況で特記すべき事項は、特記事項の概況調査等に記載。

２　特記事項について

厚生労働省作成の「要介護認定　認定調査員テキスト２００９改訂版」に基づき作成してください。

⑴　本市の様式は本市ウェブサイト（下部にアドレスを記載）に掲載。
　　※　トップページの「くらしの情報」からもアクセス可。（要介護・要支援認定調査の受託について（様式及び留意事項））
⑵　任意様式でも可。ただし、本市ウェブサイトに掲載する**口腔アンケートを要作成**。
⑶　個人情報の保護及び客観的に判断をするため、個人の特定につながる情報は別の言葉に置き換えて記入。
　　例：個人名　→　「対象者」、「子」、「ケアマネ」等
　　　　病院名　→　「主治医」、「近医」、「内科」等
　　　　施設名　→　「入所施設」、「グループホーム」、「ショートステイ先」、「介護施設」等
　　　　地名　　→　「近隣」、「遠方」、「1km 離れた」等
⑷　「多い」、「たまに」等の表現は、読む人のイメージで介護の手間が異なるため**「毎日」、「週１回」**等**具体的な頻度、回数を記入**。
⑸　「できない」、「一部介助」、「ある」等を選択する場合は介護の手間があるため、**必ず特記事項を記入**。
⑹　前項に限らず介護の手間が発生している場合は、必ず特記事項を記入。
⑺　第２群の１２「外出頻度」は自立度にも影響するため、**介助者の有無を含めて必ず特記事項を記入**。
⑻　第６群「過去 14 日間にうけた特別な医療についてに関する項目」について、見た目の状態像のみで判断せず、**必ず聞き取りのうえ記入**。調査時には終了している場合についても、その期間・内容を記入。
⑼　群単位でも特記すべき事項がない場合は、記入漏れではないことを判断するために「特記すべき事項なし」等の一文を記入。
⑽　**A4 用紙両面刷り**で提出。

３　調査員番号について

⑴　委託契約締結時に提出していただく認定調査員名簿に基づき、認定調査員一覧を本市から送付。
⑵　委託契約締結と併せて認定調査委託をする場合は、調査員番号は空白で提出。
⑶　認定調査員の追加、削除等は、以下まで連絡。

担当：あま市高齢福祉課（介護認定審査会）
電話：052-444-3141
ＦＡＸ：052-443-2571
ＷＥＢ：https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/fukushi/1009483
（要介護・要支援認定調査の受託について（様式及び留意事項））